

事務連絡
令和5年5月15日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部訂正について

令和5年3月31日付事務連絡「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」について、別紙「新旧対照表」のとおり一部訂正いたしましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対して周知いただきますようお願い申し上げます。